

軽自動車検査協会における前照灯試験機の不具合について

1. 軽自動車検査協会豊橋支所の検査コースに設置している安全自動車株式会社製の前照灯試験機において判定値設定の一部に不具合があり、走行用前照灯（ハイビーム）の主光軸の向きが保安基準の値に満たない状態で、基準適合として判定していたおそれがあることが判明いたしました。

当該支所における過去3年間の検査実績を調査した結果、当該検査コースで検査に合格した車両は約4万5千台あり、今後当協会からこれら車両の使用者に対し、基準適合性の確認検査を受検していただくよう依頼することとしています。なお、実際に基準不適合の測定値でありながら誤って基準適合と判定した車両数は、過去の統計から約230台と推定されます。

2. また、これとは別に同社製の前照灯試験機を設置している24事務所において、プログラムの一部に不具合があり、「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯」の測定時において不適合判定又は測定不能とする設定となっていたことが判明いたしました。なお、これらの事務所において当該設定の不具合により、基準不適合と判定すべきところ基準適合と判定した車両はありませんでした。

3. いずれの事案も、軽自動車の検査に対する信頼を低下させるものであり、該当した車両の受検者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に全力を尽くして参ります。

1. 豊橋支所における走行用前照灯試験機の判定値設定の不具合について

(1) 概要

- ①機器：豊橋支所1コースに設置している安全自動車株式会社製の前照灯試験機
- ②期間：平成26年9月から平成29年9月まで
- ③対象台数：約4万5千台（うち誤って合格判定した台数約230台（推定））
- ④内容：走行用前照灯（ハイビーム）の主光軸の向きの判定において、安全自動車株式会社の設定・選択の誤りにより、下向き判定の下限を本来は前照灯取付け高さの20パーセントとすべきところ、20センチメートルに固定された設定が適用されていました。（別紙参照）

(2) 確認検査の実施について

上記車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書（ダイレクトメール）を送いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに内容をよくご確認下さい。

確認検査については、検査時間の延長等により速やかに実施することとしておりますが、円滑に確認検査を受検いただくため、確認検査専用予約システムを設けておりますので、受検の際にはあらかじめご希望の日時等についてご予約のうえご来所いただくこととなります。

なお、予約方法等の詳細は、ダイレクトメールに記載をいたしますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

(3) 本事案が発生した原因

- ①当該機器メーカーである安全自動車株式会社では、走行用前照灯試験機の社内試験及び設置事務所での調整作業において、前照灯の取付け高さを1mで固定し、下向き20cmでの判定精度を確認しており、それ以外の高さでの設定については、チェック項目にないため確認しておらず、不具合を発見することができませんでした。
- ②検査機器の試験・校正の実施機関が行う基準適合性試験及び校正時においても、同様の確認方法以外の設定はチェック項目にないため確認していませんでした。
- ③当該機器は安全自動車株式会社しか設定することができないパスワードにより管理されており、当協会としては判定に影響を与える可能性を発見することができませんでした。

2. カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯試験機のプログラムの不具合について

(1) 概要

- ①機器：全国24事務所に設置している安全自動車株式会社製の前照灯試験機
- ②期間：平成27年9月から平成29年9月まで
- ③対象台数：なし
- ④内容：「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯」の測定モードを選択した場合であっても、誤って「カットオフラインを有するすれ違い用前照灯」の測定モードが設定されるようプログラムされていました。

(2) 不具合による影響について

24事務所の前照灯試験機のすべてにおいて同じ誤りがある状態で設置されていたことが判明するとともに、検証を行った結果、「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯」の測定では不適合判定又は測定不能とする設定となっていたことが判明いたしました。

また、これらの事務所において当該設定誤りにより、基準不適合とすべきところ基準適合と判定した車両はありませんでした。

(3) 本事案が発生した原因

- ①当該機器メーカーである安全自動車株式会社では、機器製作時にプログラム上の設定誤りがあったこと、また、「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯試験機」の社内試験及び設置事務所での調整作業においては指示精度の確認をしておらず、不具合を発見することができませんでした。
- ②検査機器の試験・校正の実施機関が行う基準適合性試験及び校正時においても、「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯試験機」の指示精度の確認は測定項目にないため実施していませんでした。
- ③当協会の該当事務所では、「カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯」の測定モードを適用する米国規格の前照灯を備える並行輸入車の検査実績がなかったため、これらの不具合を発見できませんでした。

3. 再発防止策

以下の点について、国土交通省に報告のうえ、検査機器の試験・校正の実施機関及び検査機器メーカーとともに、機器仕様を満たしていることを確実に確認できる体制の構築及び校正、点検整備等における確認内容の見直しに向けて検討を行い、結論が出たものから速やかに実行していきます。

(1) 当面の再発防止策

①安全自動車株式会社に対し、以下の再発防止策及びその実施状況について報告を求め、確実に対策が行われているか継続的に確認します。

＜安全自動車株式会社による主な再発防止策＞

ア. 原因となった判定精度の試験方法を社内規定に追加し、最終設定画面の写真データを作業内容及び作業年月日とともに保存する。

イ. 検査場における調整、定期点検、機器改造時においてもア. と同様な対応を図ることとする。

②安全自動車株式会社を含め、検査機器メーカーに対し、以下について要請しました。

ア. 機器製作時及び設置時に最終調整を行った段階で機器仕様を満たしていることの確実な確認

イ. 走行用前照灯試験機の前照灯取付け高さを変化させた判定精度及びカットオフラインを有しないすれ違い用前照灯試験機の指示精度の確実な確認

ウ. その他検査機器についても、機器の判定値を含む機器設定について確認し記録を保存

③検査機器の試験・校正の実施機関に対し、基準適合性試験時及び校正時に以下について要請しました。

ア. 走行用前照灯試験機の前照灯取付け高さを変化させた判定精度及びカットオフラインを有しないすれ違い用前照灯試験機の指示精度の確実な確認

イ. その他検査機器についても、機器の判定値を含む機器設定について確認し記録を保存

④上記②、③の要請内容の実施状況について適宜確認していきます。

(2) 中長期的対応策

検査機器の試験・校正の実施機関及び検査機器メーカーとともに、機器仕様を満たしていることを確実に確認できる体制の構築に向けて検討を行って参ります。

連絡先

軽自動車検査協会

住所 東京都新宿区西新宿 3-2-11

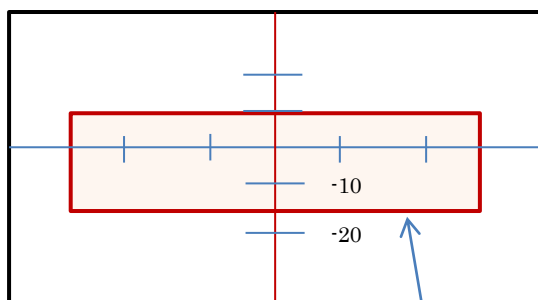
電話 03-6279-4007

FAX 03-5324-6621

豊橋支所における走行用前照灯試験機の判定値設定の不具合概要

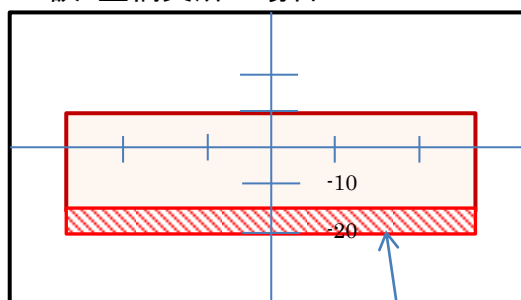
●不適合を適合と判定する例（前照灯取付け高さが75cmの例）

<正>



-15cm の位置が下限値となる

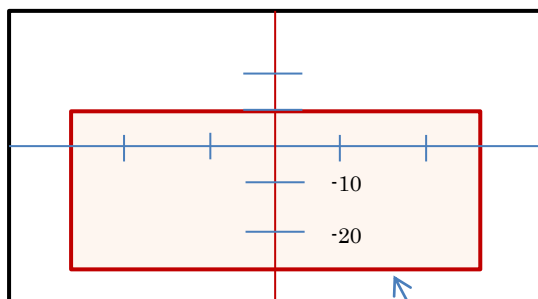
<誤>豊橋支所の場合



-20cm の位置が下限値となり、本来不適合であるはずの-15.1 cm～-20 cmのエリアが適合となる

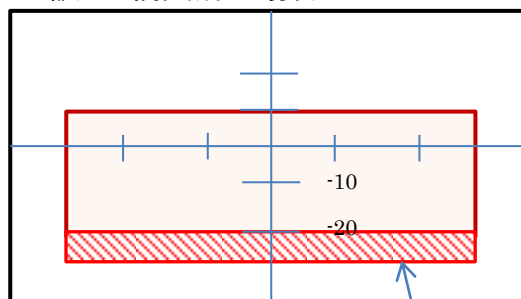
●適合を不適合と判定する例（前照灯取付け高さが120cmの例）

<正>



-24cm の位置が下限値となる

<誤>豊橋支所の場合



-20cm の位置が下限値となり、本来適合であるはずの-20.1 cm～-24 cmのエリアが不適合となる

（審査事務規程抜粋）

走行用前照灯は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部の高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲にあること